

議案第 7 4 号

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和 2 9 年小松島市条例第 3 号）の一部を別紙のように改正する。

平成 2 7 年 9 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の退職手当に関する条例（昭和29年小松島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。